

如意谷遺跡 進入路調查報告書

1978年3月

如意谷遺跡調查會
箕面市教育委員會

如意谷遺跡 進入路調查報告書

1978年3月

如意谷遺跡調查會
箕面市教育委員會

序 文

昨夏に行った進入路予定地の調査は、日本住宅公団関西支社の委託で実施したものである。調査に至る経緯などは、後述の如くである。

今回調査の発端となった如意谷銅鐸出土の萱野地方は、古くは「為那（いな）」國の故地であり、守護神を祀る式内社の為那都比古神社は、今に鎮座している。この萱野地方は、かつて駅家郷といわれた地で、當時、駅馬13疋を備えた草野駅も設置されていた。古代の大路山陽道が走っているからである。しかし駅家郷は、何時しか楫関家藤原氏の所領莊園である垂水西牧に組みこまれて莊地となり、萱野郷と称するに至ったようである。だが12世紀に入ると藤原氏は、この牧全城を、一門の氏神を祀る春日神社に寄進したから、以後は春日社領に属した。

この時代になると、都に近く交通また至便の当方では、住人による山林経済が発達していった。後背山地の豊富な山林資源の商品化が盛行したのである。なかでも鎌倉時代の萱野地方では住民の「売木・市木」が盛んで、まこと活況に溢れた時代であった。

今回の調査で判明した遺跡の年代は、まさにこの時期のものである。検出した遺物と遺構は、当時の生活史の断面、一部にすぎないが、文書史料では不明の新知見を幾つか入手できた。まことに意義ある調査ではあった。

なお調査にあたっては、大阪府・箕面市・豊中市の各教育委員会関係の各位のお世話をいたしました。また現地での発掘調査と示後の整理作業、さらに本書作成について、始終努力いただいた

調査会の各位と学生諸君に対し、深く感謝したい。

昭和53年3月

古文化調査会代表
如意谷調査会
理事長 烏越憲三郎

例　　言

1. 本書は、日本住宅公團関西支社の如意谷第2団地建設に伴う、
進入路敷地発掘調査の報告書である。
2. 調査は、日本住宅公團関西支社の委託を受けた古文化調査会
(代表　島越憲三郎博士)が、如意谷遺跡調査会を組織して行
った。現場調査を昭和52年6月末から同年8月中旬に、整理
作業は翌53年3月にかけて行つた。
3. 本書の執筆は、【】ならびに「萱野と如意谷遺跡」を島田竜雄、
【】は藤井直正・谷川博史が担当した。
4. 調査にあたつては、大阪府・豊中市・箕面市の各教育委員会、
大阪府文化財センターの関係各位、庭園研究所長　森　博士か
ら御指導と御教示をいただいた。また木下亘・前田和徳・黒飛
誠己・谷口寿美・厚美正子の各調査補助員、大阪教育大学・大
手前女子大学の学生諸君など、多くの方がたの協力を得た。

目 次

序 文

例 言

I 調査の契機	1
歴史環境	調査の契機
I 調査の概要とまとめ	6
調査の方法とグリッド	C-4・C-5 地区トレンチ
掘立柱建物跡	池状遺構
井戸状遺構	溝状遺構
柱穴遺構	遺物の概要
菅野と如意谷遺跡	13
はじめに	駅家郷と草野郷
商業的林業の盛行	垂水牧と菅野郷
	在地の有力者
	北菅野の寄合衆
図 版 目 次	
第1図 如意谷遺跡とその周辺の遺跡	4
第2図 調査区位置図	5
第3図 掘立柱建物跡平面図	7
第4図 遺構北面平面図	9
第5図 滑石製品	12
第6図 石鎚尖削図	12
第7図～第10図 遺構断面図	第11図 上師質・瓦質土器・陶器実測図
第12図 瓦実測図	図版（第1～第9）

I 調査の契機

歴史環境 日本住宅公団関西支社の如意谷第1団地が所在している、通称萱野山の南麓台地は、古代にさかのぼる遺跡が多くみられる。このうち北萱野地区には、延喜式の「神名帳」に載せる「為那都比古神社二座」が鎮座している。かつては別殿であったが、明治43年の神社合併で二座相殿となり、白島地区に所在している。このとき合祀された神社は、当時「大宮神社」と呼称されていた。その西側にみられる薬師堂は、もと同社の神宮寺として創建された大宮寺の本尊を安置している。平安時代の寛平4年、摂津国豊島郡司を檀越に、真言教界の重鎮聖宝尊師が開基したといわれる寺伝については後述する。その所伝のなかで注目されるのは、いま旧社地を残すのみとなっている大宮の祭神が、寺背の山中に屹立している巨岩から示現し給うたと述べられていることである。それは大己貴命と少名彦命と伝えるが、地主の神であり、生産を司どる神々として尊崇されるこの二神は、記紀神話に登場する神々である。そこで、このような神々を奉祀し、社殿を設けて地域の守護神に迎えた人びとというものは、古くこの地に定住して地域の開発につとめ、今日の基盤を培ってきた先住者であったに違いない。

さて今回の調査地である如意谷地区には、かつて大寺であったと伝える摩尼山如意輪寺に連なる堂舎がある。古くは堂塔坊舎を数多く存したともいう。今では残された唯一の塔頭寺院である宝珠院によって、本尊の如意輪觀世音菩薩を安置する堂舎が守られているのみである。尊像は室町時代初期の造像ではあるが、まことに優美な作風である。この御仏についても、注目される話が伝えられている。略記して示そう。

観音堂や如意谷第1団地が建つ山地は俗に「三ツ石山」といわれ、萱野山の支脈の1つである。山頂は狭小な平地であるが、かつては、そこに3個の巨石

があり、山名もこの巨石に由来するのであろう。今では1つが谷底に落ち2個である。古くはこの地に如意輪観音がおられ、祀られてもいた。だがいつの頃か山頂を降り、現在のところに堂舎を建てて祀ったのが、如意輪寺のはじまりであるという。

如意谷地区にも、原始の巨石信仰にはじまる寺院草創の話があり、地区の歴史が古い時代にさかのぼるようである。事実、昭和41年1月1日には、第1団地の建つ山丘中腹から、3世紀末の銅鐸1口が出土している。その近辺に弥生時代の遺跡が埋もれているであろうことが推測されている。

調査の契機 こうした地域に計画されたのが如意谷第2団地の建設である。そのため、建設用地内の遺跡等確認を目的にした事前調査が、昭和52年春先き、財團法人大阪府文化財センターの手で行われた。そして、建設工事用道路予定地内に、鎌倉期から室町期にかけての遺構が埋もれていることがわかった。

こうした事実を踏まえて住宅公団関西支社では、該地の本調査を企図し、これを大阪府教育委員会ならびに箕面市教育委員会と協議した。そして両教育委員会の推薦になる古文化調査会（代表 文学博士・鳥越憲三郎）に、調査業務が委託された。同会では、業務を行うため如意谷遺跡調査会を編成したが、構成は次の如くである。

調査会の構成

理 事 長	鳥越憲三郎	文学博士 大阪教育大学教授 大阪府文化財保護審議会委員
理 事	谷川秀善 河野良作 藤沢一夫	大阪府教育委員会文化財保護課長 箕面市教育委員会教育長 四天王寺女子大学教授 大阪府文化財保護審議会委員

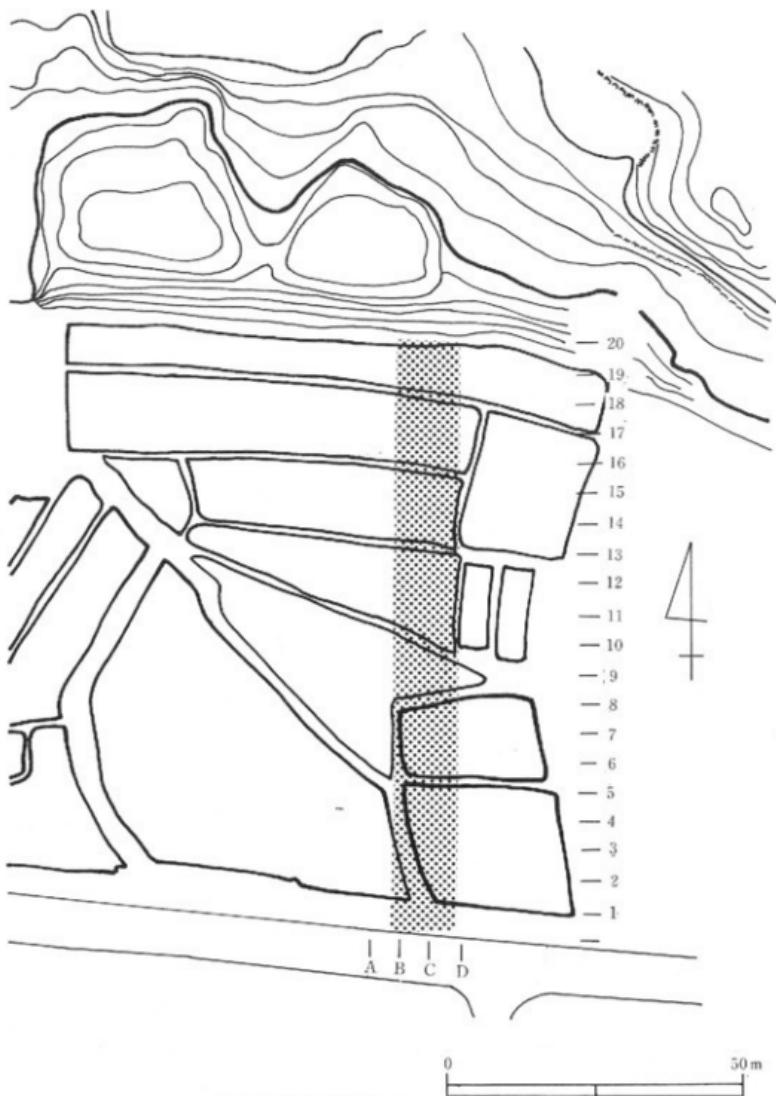
	藤井直正	大手前女子大学講師 考古学協会員
	田代克巳	大阪府教育委員会
幹 事	松山三郎左衛門	文化財保護課記念物係長
	藤本康廣	箕面市教育委員会 指導部長
調査部長	藤井直正	箕面市教育委員会 総務課長
調査員	桜井敏雄	近畿大学講師 (建築担当)
	瀬川芳則	大阪経済法科大学講師 考古学協会員
	島田竜雄	箕面市職員 (文献担当)
	島田義昭	豊中市教育委員会職員
	谷川博史	大阪経済法科大学 考古学研究会員
事務局	島田竜雄	
	葛西嘉昭	箕面市教育委員会 社会教育課社会教育係長

事前調査の結果を踏まえて、中世寺院跡遺構、もしくは在地有力者の住居跡などを想定しながら、昭和52年7月から8月中旬にかけて、発掘調査を実施した。

第1図 如意谷遺跡とその周辺の遺跡



1. 大谷塚古墳 5. 稲荷社古墳 9. 如意輪觀音堂
 2. 新橋遺跡 6. 桜古墳 10. 如意谷道路
 3. 阿比太神社 7. 青木家・平尾陣屋跡 11. 菩野三平旧邸
 4. 中尾塚古墳 8. 如意谷銅鐸出土地 12. 芝古窯跡



第2図 調査区位置図

II 調査の概要とまとめ

今回の調査は、先の大阪府文化財センターが行った試掘調査の結果を踏まえて実施した。まず調査地の全面（長さ9.0m×幅1.1m）に、北側から4m×1mのトレンチを設定し、遺構の有無を確認した。そして遺構・遺物とともに検出されない場所を、廃土置場に宛てることにした。こうしてトレンチ調査の結果、B-18～B-12の区域を重点調査することにした。

I 調査の方法とグリッド

全調査区域のうち、南北長さ9.0mについては5mごとに分けて計18区とし、東西幅1.1mについては、両端各1mを通路に宛て、残る9mを西から東方向へA・B・C・Dの4区画に分けた。こうして設定した各グリッドの呼称は、東西A～D、南北1～18の数字を合わせて、例えば“A-1”“B-2”と呼ぶことにした。この方法で調査地全域のグリッド設定を完了したうえで、下記のグリッドに対する重点調査をまず行った。

2 C-4・C-5地区トレンチ

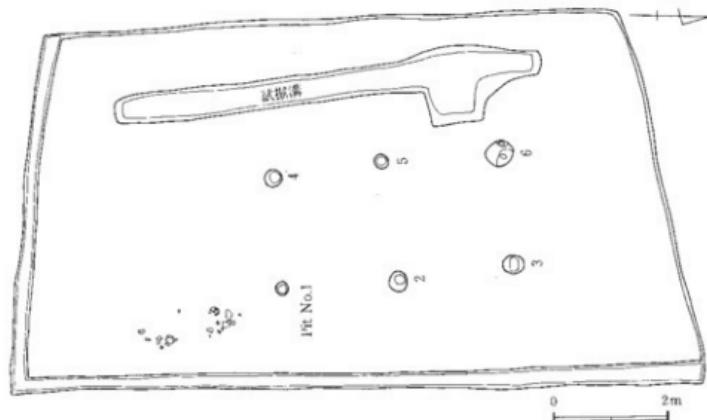
南北9m×東西2mのトレンチを設定した。そのうえで、試掘調査で確認されていた北側の遺構を南側へ向けて追跡発掘した。既検出遺構の広がりを確認するためである。

トレンチ内の堆積土層位は、第1層耕土、第2層床土で、第3層が遺物包含層である。この第3層はさらに上下の2層に細分できる。今回調査では精密を期して、上層から下層へ逐次掘り下げた。第1層は厚さ約1.5cmの暗灰色耕土で、遺物は含まれない。第2層床土は厚さ5cm、下面から青磁鉢の高台部が出土した。ただし上面では何らの遺構もなかった。そこで第3層の掘り下げを行い、かつ層序を明確にすることに留意した。上層は粘土質状を呈し、砂と多量

の小礫を包含し、よくしまった状態で、下層は砂質土であった。全般的にこの層の堆積状態は北側で薄く、南側に向けて徐々に厚く、レベル面でも、北から南へとゆるやかな傾斜をもって下がっていることがわかった。第3層出土の遺物は土釜・支脚・羽釜の破片で量的にも少なく、かつ細片状である。そのため、これら遺物は、遺構群を検出できた北側区域からの流入であったと想定できる。以上の結果から、調査区域南端の本区域には、遺構がないものと判断された。

3 挖立柱建物跡

この遺構が所在するB-7・8、C-7・8地区の堆積土層位は、第1層・耕土、第2層・床土、第3層・遺物包含層である。第1層は約10～15cm厚さを計



第3図 C-6-7・8地区 挖立柱建物跡平面図

る暗灰色耕土。第2層は茶褐色を呈する床土が厚さ約10cm平均に堆積している。この両層からは僅少かつ細片化した土師質土器片が出土したが、原形復元可能の遺物は皆無である。この結果から、これら遺物は当初第3層に包含されたであろうが、水田耕作などで掘り出されたものと考えられる。

第3層はおおむね灰色状砂礫を含む層である。上面で6か所の柱穴が検出された。うち5か所は先の試掘調査で確認されており、今回新たに1か所(No.6)を追認できた。これら柱穴から復元できる建物は南北2間×東西1間の1棟で、柱間隔はいずれも約2mを計測できた。各柱穴の深さは約20cm～30cm、No.6柱穴の底面には、礫石とみられる小礫があった。

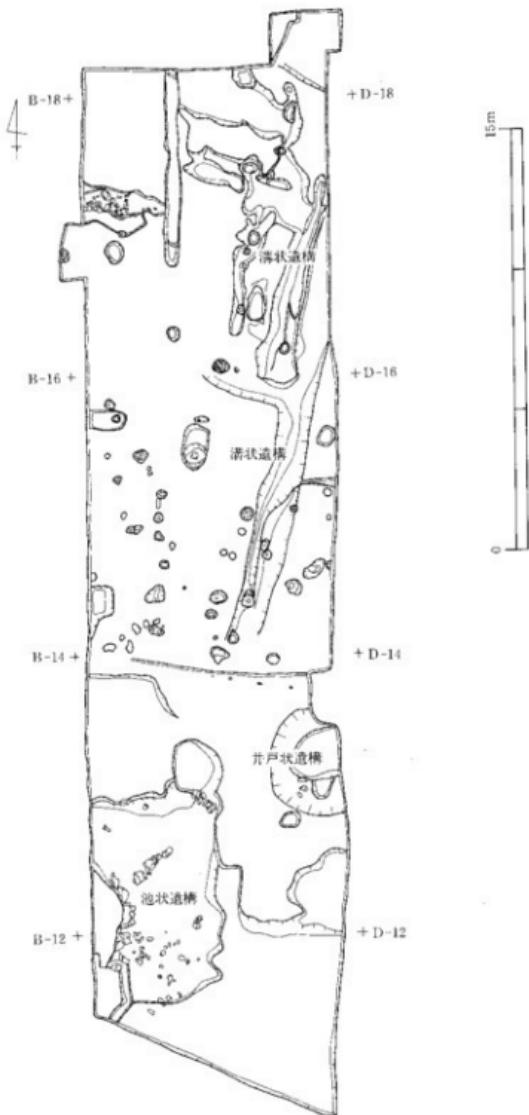
4 池 状 遺 構

調査区B-11・12、C-11・12から池状の遺構を検出した。それは調査区域外へ広がることが確実で全容の計測などは不可能である。だが検出した部分を示すと、南北約7.8m、東西約4.4m、深さ約0.8mを計る。西壁面では築山と目される部分が検出された。断面の層序は第1層・耕出、第2層・床土、第3層・灰黄色粘質土、第4層・茶褐色砂質土から成っている。これら4層はすべて埋土であるが、その第4層中には径10～30cmの大小の自然石が数多く混入していた。さらに下層の第5層(茶褐色粘質土)の中にも大小の自然石が混入している。その下層に堆積している淡青灰色砂層は、泉水池当時の沈澱堆積土であると考えられるのである。

以上のうち第4・第5層中には焼土の混入が認められたが、現段階では焼土が何を意味するのかわからぬ。またB-12地区の西端部境界で、西方に急勾配で上昇する部分が検出された。そこには、急勾配部を環状にめぐる状態で径約40cm～50cmの石列が配されている。この石列で築かれている部分が前記した築山かと目されはするが、何分にも遺構自体は一部であり、かつ西側は未調査のこととて、果たして泉水池であるか、どうかは判断しがたい。

5 井 戸 状 遺 構

この遺構も試掘調査時に検出された。位置は池状遺構の北辺部にあたるB-13・C-13地区である。大阪府文化財センターの調査概報によると、遺構は上端で径2mを計る円形状の素掘り井戸で、ほぼ30cmほどはなだらかな落込みを呈しているが、以下は垂直に落込んでいる。2mほど掘り下げたところ、土器、漆器、木器などが出土した、と報告されている。今回調査では、いった



第4図 遺構北半平面図

ん埋められた土を除去し、さらに約1.6mを掘り下げ、そこから下駄、木製品、土器など若干を入手した。また本遺構の東側のC-12・13地区では、径3.7mを計る井戸様の遺構が検出された。埋土は周辺の耕土を用いたのかやわらかく、遺物は皆無であった。用途については不明であり、江戸期以降につくられたものであろう。

6 溝 状 遺 構

調査地の北半部、D-18～C-14地区にかけて、北から南の方向に続く溝状の遺構が検出された。幅0.4～1.2m、深さ0.2～0.3mを計るV字形の断面をなしている。流路は北側D-18杭地点で北西方向へ直角状に屈曲しており、南進するにしたがって徐々に幅が減少している。瓦・青磁碗が出土した。この溝に接する状態で、東北方向から続く小溝が中ほどで合流しており、そこから須恵器の小片が出土している。

7 柱 穴 遺 構

建物遺構の柱穴と認められるものは、前記した溝状遺構にそって合計20箇所を検出した。径20cm～80cmの大小様々である。柱根の残存したもの、根石かと思える栗石をもつ柱穴もあった。用途・性格はわからないが、建築遺構であることは確かである。

8 遺 物 の 概 要

今回の調査で出土した遺物は、磁器・土師質土器・陶器・瓦器・瓦・石製品などである。その中の主なものと、大阪府文化財センターによる試掘調査時、井戸状遺構内から入手した数点をとりあげ、以下に考収を概記する。

上 器 類 (図版6)

1は中国製の白磁碗である。溝状遺構内からの出土で、体部は、わずかに内彌して斜め上方へ立上る。口縁部は外反して拡張し、上端に平坦面を形成している。高台は削り出しで、幅が広く安定している。高台内中央は削り取りにより、カブト状を呈している。水挽クロ成形で、淡青色の釉が薄く施されてい

る。2は陶質の皿である。比較的薄い器壁をもつ体部は、内彌氣味に斜め上方へ立上ったうえで、角度を変えて外反し、尖り気味の口縁部へ続いている。高台は低く、三角形を呈している。淡黄緑色の施釉である。3・4は土師質の皿である。3は低く立上る体部をもち、その外面は指頭圧成形、口縁部はヨコナデ調整である。器壁は比較的厚く、口縁端部は丸く仕上られている。胎土中に金雲母を含み、色調は淡茶褐色を呈する。4は比較的大きな口径と高い器高を有している。体部は斜め上方へ直に立上ったあと、口縁部でわずかに外反している。内外面共に指頭圧痕が顕著に残っている。胎土は特に精良である。

5～7は瓦器碗である。いずれもC-12地区包含層からの出土である。体部外面は指頭圧成形で、口縁部外面はヨコナデ調整がとられ、不定形な貼り付け高台を有している。暗文は風化して明らかでないが、7の内面見込部分には、平行線状の暗文が認められる。8は瓦質の片口鉢である。体部は内彌氣味に立上り、口縁部で内傾する。口縁部外面はヨコナデ調整が施されているが、内面は磨滅が著しいため調整はわからない。色調は淡灰黒色を呈している。

9は備前焼かとみられる壺である。内彌する体部に、外反する短い口縁部が続いている。体部の上部外面はタシ描き文様が施されている。外面は灰褐色、内面は淡赤褐色の色調を呈している。C-16地区の包含層からの出土である。

10～15は大阪府文化財センターによる試掘調査時、井戸状遺構内から入手した土師質の皿である。10・11は底部の中央が上方へ突出する器形で、12も同器形かと考えられる。10は外反気味に緩やかな立上りをみせる体部からなり、口縁部の外面は入念なヨコナデ調整である。11は薄手仕上の底部に反して、体部は肥厚気味に外反して立上っている。12は内彌気味に立上る体部と、肥厚してほぼ直に斜め上方へ続く口縁部からなっている。色調は乳褐色であるが、口縁部の内外面は媒化して黒色を呈している。13・14は底部と体部の接点が下方へ突出した器形である。体部は共に外反気味に立上っており、口縁部外面は軽くヨコナデされている。15は平坦な底部をもつ比較的大きな皿である。体部は外反気味に立上り、口縁部で角度を変えて外反する。体

部は指頭圧成形、口縁部外面は入念なヨコナデ調整がとられている。

瓦類（図版7）

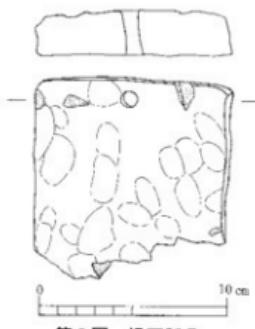
1～5は平瓦である。いずれも凹面に布目圧痕が認められるが、1・2については繩目叩きが施されている。6は巴文軒丸瓦である。周縁には連珠文が施されているが、未復元のこととて実数などは未詳である。色調は灰色を呈しており、焼成は堅緻で、須恵質である。

滑石製品

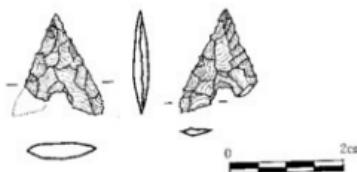
池状遺構の暗灰色粘土層中から出土したものである。一部を欠くので全器形は明らかにしがたいのであるが、本来は長方形の板状をなしていたかと考えられる。計測可能な一辺の長さは約10.3cm、厚さは最厚部で約2.5cmを計ることができた。径約0.9cmの孔が両面からうがたれている。全面に、ノミによる削痕が認められるものの、用途などについては不明である。

石鎌

サヌカイト製の凹基無茎式の石鎌である。長さ約18.5mm、厚さ最厚部で約3mmを計測できる。井戸状遺構の埋土に混入していたものである。



第5図 滑石製品



第6図 石鎌実測図

萱野と如意谷遺跡

はじめに 昨夏の調査で判明した遺跡の年代は、鎌倉時代の中ごろから室町期にかけてであるという。そこでこの小稿は、遺跡の歴史的な意味を探ぐる一助として、この時期の在地における二・三の動向をとりあげ、その概要を述べるものである。まずは前史ともいえる平安時代の在地に着目することからはじめよう。

駅家郷と草野駅 10世紀に編さんされた『和名類聚抄』によると、摂津国豊島郡に7郷がみえ、その一つに「駅家郷（うまやごう）」がある。郷は律令社会での地方行政区画であるが、この駅家郷がのちの萱野郷、今の萱野地区である。こうした地域の南部を東西に走る旧道が西国街道であるが、古くは山陽道とよばれた大路で、そこに草野駅がおかれていた。

駅については、令制で30里（当時の1里は6町であるから5里にあたる）ごとに駅家を設け、駅馬・旅具などを備えて、政府公用の官使に便し、駅長・駅子を常駐せしめて駅務を司どることが定められた。このように陸上交通の重要な施設である駅家が萱野地区に設けられていた。『延喜式』兵部省の諸国駅伝馬条に見えている。

摂津国 草野 須磨各十三疋 葦屋駅十二疋

摂津国には3駅がおかれた。須磨駅は神戸市域、葦屋駅は芦屋市域に所在したであろう。そして駅馬13疋を常備する草野駅が、駅家郷つまり萱野地域に設置されていたのである。ところで、この草野を「かやの」と訓むについては異論もあるが、駅家を擁することから駅家郷と称した地域は、後でも述べるように中世の萱野郷、今の萱野地区に比定して違ひなかろう。とはいえた駅舎の位置については不明である。駅所であるから山陽道の大路にそうることは確かであるが、そこには東から今宮・西宿・芝・東稻・西稻の集落が立地している。そ

のいずれかに草野駅がおかれたに違いないが、これまで全く不明である。後日を待つことにしたい。

垂水牧と董野郷 ところで駅家郷地域は、年次を知ることはできないが、攝関家藤原氏の所領莊園である垂水牧（たるみのまき）に組みこまれてしまった。垂水牧は、千里丘陵とその周辺一帯にわたる広大なもので、局下郡の牧を東牧、豊島郡のそれを西牧といった。しかし、この巨大な牧がどのようにして成立したかはわからない。ただ『豊中市史』では、千里丘陵地帯が私牧化して攝關京領になる上限を「9世紀初頭」に推測している。

垂水牧の初見は平安時代の康治5年（1062）正月のこと、『康平記』に載せる「殿下春日詣」の記事である。このとき垂水東牧と西牧では、春日詣に伴なう慶應用の「屯食（とんじき）」を負担しているが、ほかに「白土召」と「御詠松召」の牧役負担もあった。垂水牧では11世紀後半の時代になると、牧本来の機能である牛馬の飼養もさることながら、屯食以下のような「雜役」をも負担する「莊園」にかわっていたのである。

ところで、垂水牧が莊園として発展するためには、「寄人（きにん）」とよばれる私的従属民=莊民の獲得とあわせて、莊地を獲得しなければならない。莊園といいうものは、もともとは公領である駆籠・未耕の地を削いて設定されるのであるが、この場合、国司や民部省・太政官の承認を得て成立するが、前者を国免庄、後者を官省符庄という。そこで垂水牧にあっては、公領地の「加納」化という方法で、莊地の獲得と拡大が図られたようである。この加納といいうのは「出作」とならんで、この時代の莊園拡大の方法である。一般には、拡大の核になる「本免田」莊地があって、それとの由諸などによって、付近の公領地を莊地に併合されたものを加納という。垂水牧においては、本免田に相当する本來の牧地があり、そこへ有力住人が寄人となっていく動きにあわせて、國司の協力によって周辺の公領地の加納化が進められたのであろう。実際のところ、当時最高の権門勢家である藤原氏にとっては、公領の加納化を國司に認めさせることは、さして困難なことではなかったはずである。元暦元年（1184）

9月の「垂水西牧萱野郷百姓等解状」に、「当御牧は牧内・加納相交り云々」と述べられているように、本来の牧内と加納から成りたっているのが垂水西牧である。

さて垂水牧が成立し、摂関家の所領莊園として発展するなかで駅家郷が姿を消してしまい、かわって「萱野郷」が出現した。公領の駅家郷地域が加納化され、垂水西牧に併合されたことによる。前に示した解状に見える「垂水西牧 萱野郷」がこれである。しかし、駅家郷地域が垂水西牧に組みこまれ、郷の名称をも改変せしめた事情は定かでないが、およそ次のように憶測はできる。あえて述べてみよう。

駅家郷については先記もしたが、そこに駅馬13疋を常備している草野駅があり、いうなれば山陽道筋陸上交通の要衝の地である。こうした要地の確保は、巨大な莊園を經營するにあたっても必須の条件でもあった。つまり莊園からの年貢物資の集散地となり、これを貢上輸送するための拠点となる、いわば「私設駅家」が必要であり、通常こうした機能を果たす場を「散所（さんじょ）」という。したがって垂水牧が莊園として発達し、雜役の「御読松召」や「白土召」などの「公事務（くじもの）」を1カ所に集積し、京上するためには、牧内のいずれかの地を散所とし、もしくは駅所的な施設を確保しなければならない。幸い垂水西牧にあっては、草野駅を擁する駅家郷が、山陽道筋交通の要地として所在していたから、これを加納化し、垂水西牧の散所として莊地に組みこんだのであろう。そのため公領である駅家郷がなくなり、新に萱野郷と称する摂関家領が出現することになった、と考えている。

こうして莊域の拡大をみた垂水牧は、12世紀に入ると春日社領にかわった。領家藤原氏が垂水牧一円を、一門の氏神である春日神社に寄進したからである。しかし摂関家政所による支配は依然として維持されていた。萱野郷百姓らの解状にも「皆これ殿下政所の御進止なり」と述べられている。

商業的林業の盛行 萱野地区の北部後背を占めている山地は、もともとは「公私その利を共にする」林野であった。だが垂水牧が成立し、駅家郷地域が

垂水西牧に組みこまれて萱野郷となり、摂関家の所領とかわったことに伴い、林野もまた領家が私的に占取する莊地になった。時代は降るが鎌倉時代の寛喜2年（1230）後正月27日の「勝尾寺四至注文」によると、当時は「近衛家領萱野」であった。その北にひろがる広大な山林は、北摂の古刹勝尾寺の寺領山林であり、宗教世界を莊嚴するために占定された聖域である。しかし鎌倉時代に入ると事情は変わってきた。その変化の具体的な実相は、麓住民による林木の伐木採取であるが、それはやがて寺領山林にも及んでいった。そこから、これを制止する勝尾寺僧と住人の間に紛争がおこり、対立は年をおって激しさを増していった。なかでも、安貞・寛喜年間（1227～31）の右馬寮豊島牧住人、あるいは萱野郷民による寺領内での伐木に端を発した紛争は、未曾有の境界相論にまで発展したのである。前者については、中央から実検使が下向して検分がなされ、寺側の主張が認められて四至（東西南北）が確定した。そして寛喜2年4月20日には太政官符が下され落着した。このとき、寺領侵犯の張本とされた豊島牧（現在の箕面・西小路・桜・牧落・新稻地域）住人で、かつ「牧沙汰」人でもあった左衛門尉経真は改易された。一方の勝尾寺では、寺領の境界標として「勝示石藏（ぼうじいしぐら）」8基を8か所に築き、その地中に四天王と、四大明王の金銅仏をそれぞれ埋納し、もって寺域の鎮護をはかった。「八天石藏」といわれて現存しており、国の史跡に指定されている。

この時期、萱野郷民も寺領山林に立入り、伐木採取していたが、その際、寺僧が郷民の「かま・よき」を奪い取りあげたという。これに対して萱野郷政所では“年来入山してきた慣行を制止するとは何事か、ましてや住民の鎌・斧を奪い取るとは未曾有の僻事である”と抗弁している。しかし寛喜2年12月に至って萱野郷領家政所から、勝尾寺領四至内での伐木殺生を停止（ちょうじ）すべしとの下文（くだしふみ）が達せられ、郷民の入山伐木が禁止された。こうして安貞・寛喜年間の勝尾寺と山麓住人らの間に起った相論は、ひとまず結着したのである。

ところで、この二つの事件をとおして注目されることは、この時代の山林用

益というものが、たんなる自給用にとどまらず、むしろ商品的経済化の傾向を強めていた事実の知られることである。それがまた、この地方での紛争をひきおこし対立を深める原因にもなったのである。次の書状は後次ではあるがそのことをよく示している。読み下して示そう。

萱野郷民壳木のこと、見合わすに随て取らるべく候の由、方々沙汰人一同、下知を加え候了んぬ、但郷民申す如くんば、市木を出さしめ候事、当郷一所に限らず、近隣村々その隠れなく候の処、萱野郷に限り、かくの如くの御沙汰候条、別の子細候かの由（後次）

萱野郷民が伐木するのは、ただ自家消費のためだけではなく、「壳木」や「市木」のためであったこと、それはまた当時、萱野郷だけのことではなく、豊島牧の場合で知られるように、近隣の村々でも公然と行われていたことが、この文書でよくわかるのである。

実際のところ、都に近く、山陽道にそった当地方では、木材などは商品化されやすかったであろう。それだけに、商品化を目指した大規模の伐木採取が、住民自身の活動として行われたであろうことが、この文書から読みとれるのである。

さらに当地方では、炭の生産も大規模に行われていた。炭の生産が具体的に知られるのは隣村の栗生村である。この村は、鎌倉時代の摂津国衙領のなかでは、炭の重要な供給地であったとみられる。欠年ではあるが、この時代とみられる「栗生村実検名寄帳」によると、12の「名（みょう）」が負担した「炭年貢」は342籠にものぼっている。萱野郷については今のところ炭関係の史料を見出し得ない。だが江戸時代の元禄2年（1689）絵図を見ると、栗生村との境界山地に「炭窯廿三あり」と記載されているから、萱野郷での炭生産も十分に考えられることである。

ところで、この地方で木材などが商品化され、大量の需要を生み出していったことは、当地方の村々や住民の経済的成長を物語ることである。しかしその商品経済への参加が、ただちに全体の経済的向上を意味することにはならない。

むしろ、萱野郷という地域における住民間の経済的格差をもたらし、貧富の分離を激しくした。しかしその一方では地域での経済的発展をとおして、これまで支配的であった従前からの社会関係が変質を来たし、あるいは解体を余儀なくされるなど、在地の状況が改変されていく原因にもなった。したがって萱野郷民が商業的林業を發展させるほどに、商品生産者としての住民の独立性も高められ、意識面はもとより行動においても、旧来の規範・枠をはずれることになった。

在地の有力者 鎌倉時代の萱野地方は、その永い歴史の上で、特筆されるほどに商業的林業を核にした経済的活動が展開された。こうした地域全体の動向を基盤にして、これまでは郷の内部に埋もれて知ることのなかった集落なども、この時代になると登場してきた。古文書に見える「白御領・石丸庄・今宮・西外院庄・如意谷」である。地域の発展、ひいては集落の成長を如実に語るものである。

地域のこうした動向を反映するものとして、在地に根を下ろした有力住民もまた数多く史料の上に現わってくる。たとえば南北朝期ではあるが、建武元年（1334）2月の「近衛家領居住勝尾寺僧交名注進案」によると、萱野庄（郷）に「宰相房義明」と「同兄掃部助義持」という兄弟が居住していた。このうち義明は庄内に「名田島」をもつ名主である。また兄の義持は「萱野庄沙汰人」であったから、ともに萱野庄では屈指の有力者であった。泰暦元年（1326）11月25日の「田地売券」の端裏に「萱野河原殿 源義持也」と記るされているから、「源」姓を名乗り、地元では「殿」の敬称でよばれる「在地領主」的な土豪であった。さらに別の文書では「持阿弥陀仏」という阿弥陀号でも現われている。ともに北摂の名刹勝尾寺に僧籍をもつ寺僧でもある。とくに義明は「宰相房阿闍梨」といわれ、南北朝・室町初期の動乱期、勝尾寺経営の中核にあって、寺領の拡張、寺運の隆昌に貢献した第一人者であった。このように、萱野郷切っての有力者である彼ら兄弟は、一方では阿弥陀を称して仏門に帰依し、あるいは寺僧として活躍しており、いうなれば二つの身分や顔を

合せもつ人物であった。しかし一人の人間が「聖・俗」の両界にわたって生き抜いたという人生は、決して特異なことではない。むしろ中世という時代は、それが可能な時代であって、旧来からの棒は棒として、一般的には、自由活躍の風潮が地方農村にも漲っていたのである。

さて、以上のような複顔をもつ人物が、遺跡の所在地である如意谷にも住していた。鎌倉時代の文永元年（1264）7月2日の「法橋經朝注進状」に見える「如意谷左衛門入道宗内」である。地名である如意谷を氏称する入道宗内の名は、これより早く承久2年（1220）12月7日の「田地売券」に見えている。そこで知られることは、この宗内が、萱野西庄の荘官中臣貞元から、同庄法泉寺廿九里十一坪にある田地1反歩を、直米（あたいまい）3石1斗で買得したことであるが、このとき宗内が手にした権利は「名主職」であった。その宗内が文永元年当時には「左衛門」と称し、また「入道」と号してもいたのである。そこでいえることは、本来は百姓身分である宗内が、仏門への帰依をとおして入道を号し、一方では朝廷の衛門府にも属して左衛門を称するなど、まこと多彩な生き方をしている人物である。しかし宗内自身はこの三様の立場と顔を巧みに使い分け、あるいは活用しながら自己の基盤を培かい築きあげ、地名を氏称するほどの在地有力者に成長したのであろう。したがって、鎌倉時代における萱野地方の経済的発展、なかんずく売木・市木に代表される商業的林業の盛行というものは、つまるところは義持兄弟・如意谷宗内といった、二様三様の顔をもっていた在地有力者たちによって荷なわれ、彼らによって主導されたのであったと考えられるのである。

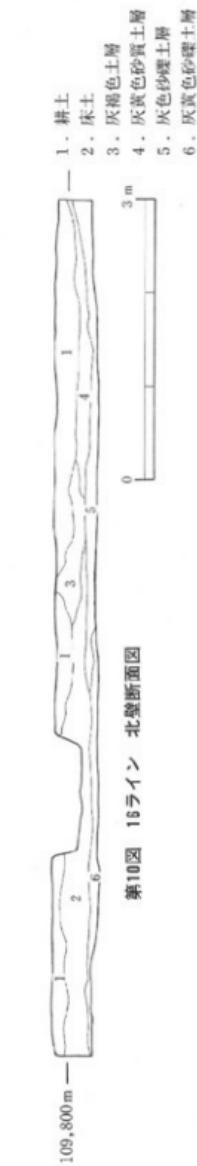
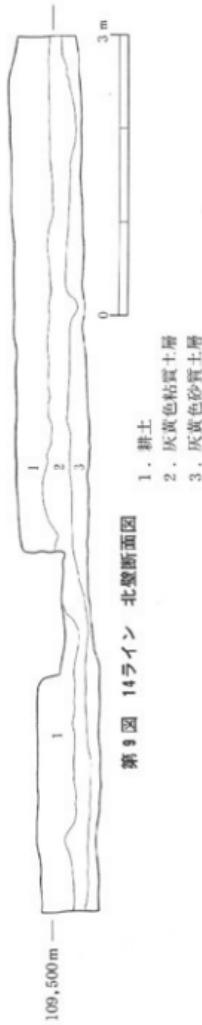
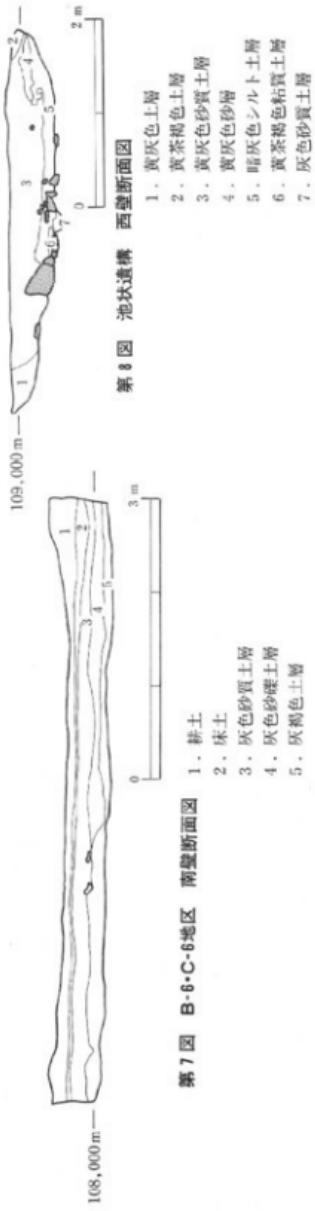
北萱野の寄合衆 中世の萱野地方では、以上のような在地領主的な住人のはかにも、多くの有力住民の存在を知ることができる。やや時代を降るが貞和5年（1349）11月14日の「勝尾寺鳥居造立条々注文」に名を連ねている。この年勝尾寺は、坂本（今の栗生新家）の大鳥居を造立したが、これに要した資材は各方面ならびに周辺麓村々の住人から淨財の寄進を得て竣工した。注目されるのは、多數にのぼる寄進者のなかに「萱野之北寄合」衆が見えるこ

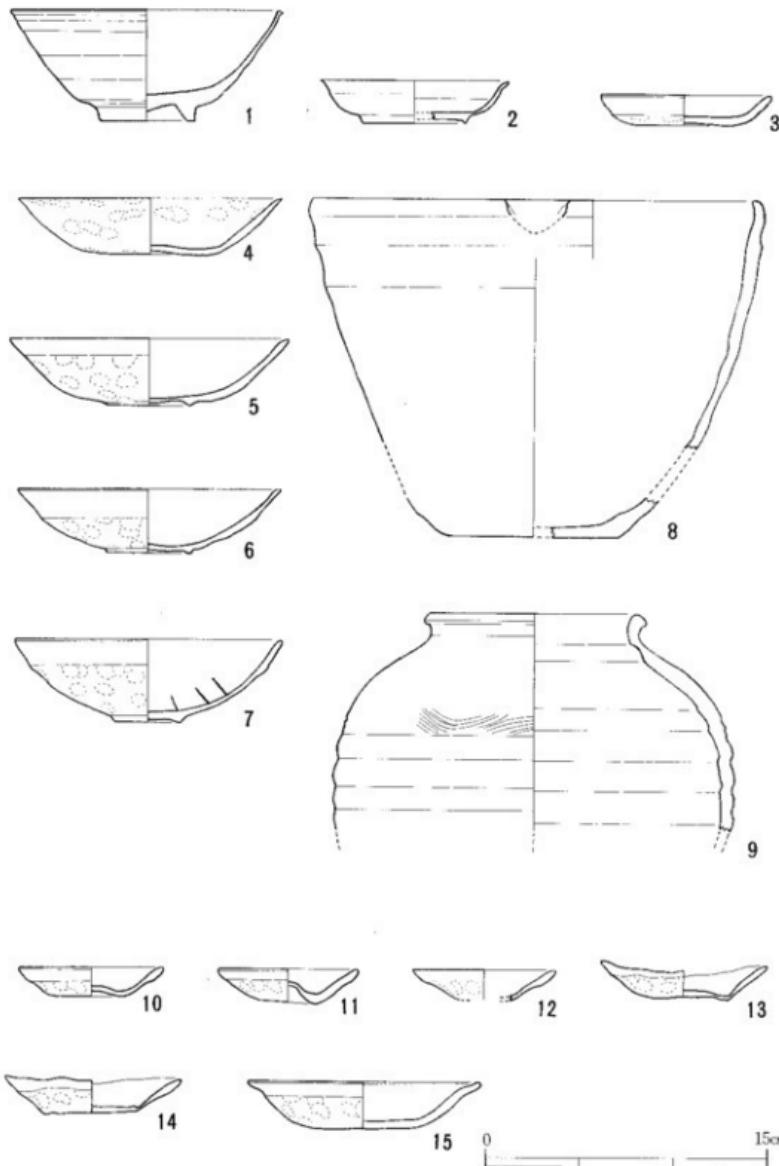
とである。「谷入道・小山入道・ハヤノ弥四郎・将監次郎・民部房」の5名が萱野の北寄合衆の内容であり、いずれも山麓の北萱野に住する人ひとである。寄合というから地縁を介した集団であるか、もしくは共同して寄進を果たしたものか。それにしても、奉加帳に名を連ねていることからして、北萱野地区内の有力住民であることは確かである。先述した如意谷氏や殿を受けられた人びとはどではないが、中には「谷・小山・ハヤノ」という苗氏をもつ住人もみられるから、有力名主であろう。

それはさておき、如意谷遺跡については、試掘調査を担当した大阪府文化財センターが「寺院跡」であろうとの所見を報じている（注1）。果たしてそうであろうか。この遺跡がもたらされ、それが所在していたとみられる時代の萱野地方は、当時、末曾有の経済発展があり、地域全体が活況に満ちてもいた。そこから、これまで歴史の内部に埋もれていた集落や住民が、その上表に登場してきたほどに成長発達を遂げもした時代であり、概略は既述した。こうした文献上での知見と、現地の調査結果（遺構・遺物）を彼は是れ勘案するならば、必ずしも寺院跡であったとは判断しがたい。むしろ、前記したような、萱野地方に根を下ろしていた在地有力住人の住居跡であった可能性も高いのである。しかしながら、調査地は遺跡地の1部にすぎないこととて、現時点では寺院跡・居館住居跡のいずれかを即断することは差し控え、今後の遺跡全体調査の結果を待つことにしたい。

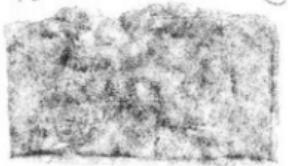
注1 『大阪文化誌』所収「箕面市如意谷における埋蔵文化財の調査」

注2 文中の引用文書は「勝尾寺文書」

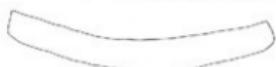
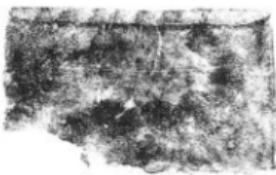




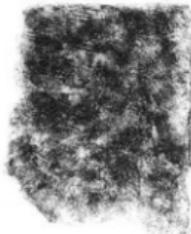
第11図 土師質土器・瓦質土器・陶器 実測図



1



4



2



3



5



6



第12図 瓦 実測図

図 版



調査地区遠影（西より）



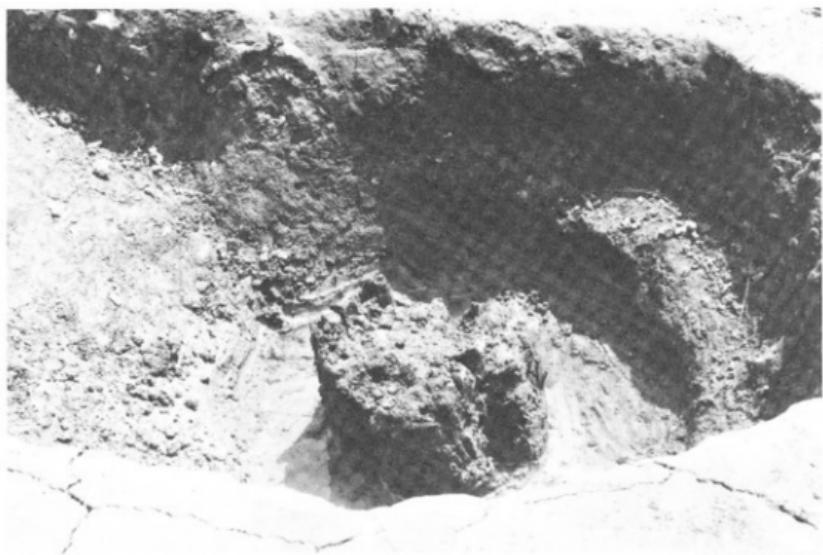
調査地区全影（南より）



池状遺構（南より）



池状遺構（西より）



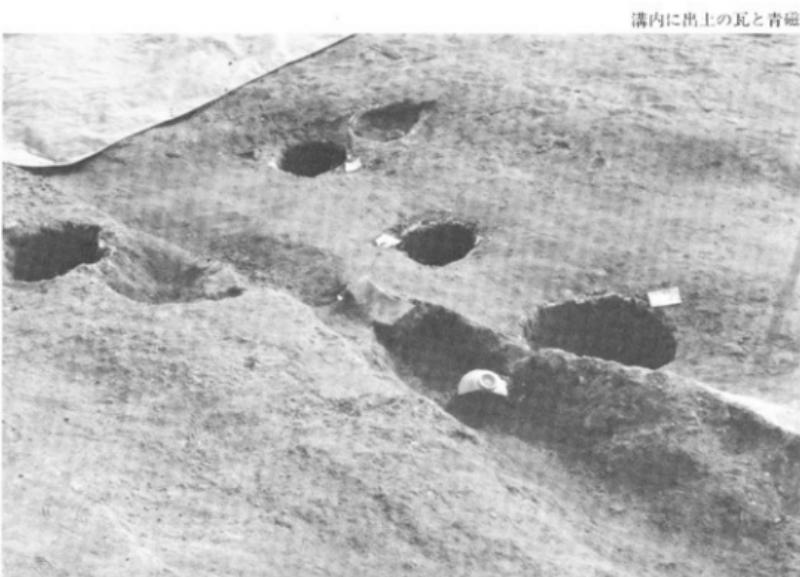
柱根の残る柱穴



柱根の残る柱穴



瓦器及び土師皿出土状態



溝内に出土の瓦と青磁



調査地区全影



1



2



9



3



10



4



11



5



12



6



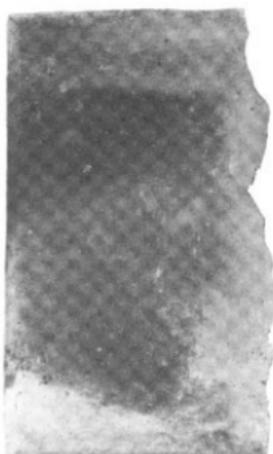
14



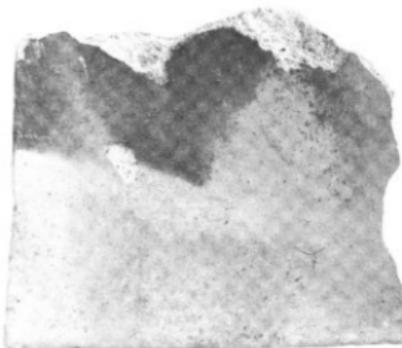
7



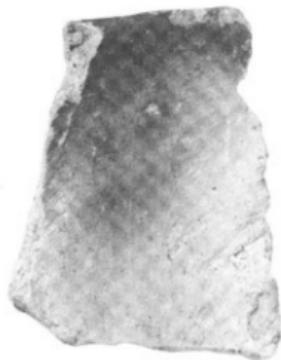
15



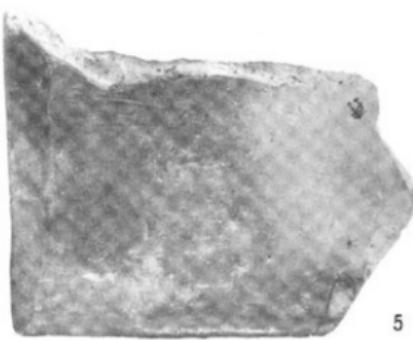
1



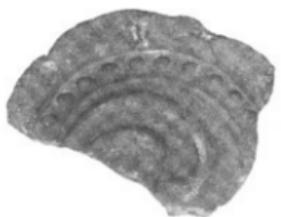
3



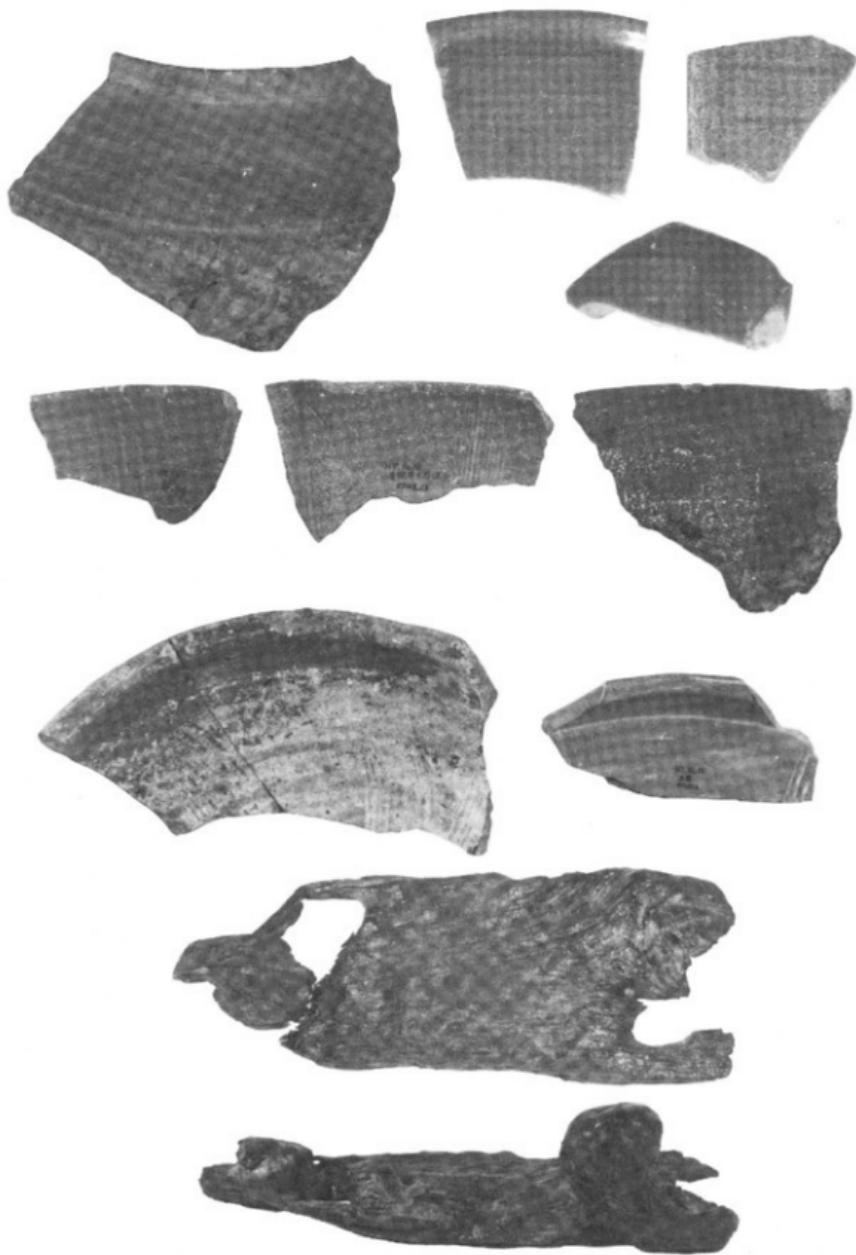
4

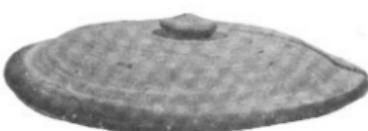


5



6





昭和 53 年 3 月 1 日 印刷

昭和 53 年 3 月 20 日 発行

如意谷遺跡進入路調査報告書

編集　如意谷遺跡調査委員会

発行　箕面市教育委員会

印刷　横山印刷株式会社

